

伊勢崎市立第三中学校 いじめ防止基本方針

本校では、群馬県いじめ防止基本方針、伊勢崎市いじめ防止基本方針を受け、以下の通り「伊勢崎市立第三中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- 1 いじめ防止等の対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- 2 いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

III いじめに対する基本理念

1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。

- （1）いじめは人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない学校」をつくる。
- （2）いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- （3）いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- （4）保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- （1）望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- （2）子どもがいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- （3）常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- （4）学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- （5）教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- （6）教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- （7）地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- （1）子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談 等）
- （2）子どもの行動を注視する。（チェックリスト、チャンス相談、校内巡視 等）
- （3）保護者と情報を共有する。（電話・家庭訪問、三者面談、PTAの会議、通信発行 等）
- （4）地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有 等）

4 解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪を求める。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているいじめ問題対策チームの活用を図る。

IV いじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等（防止、早期発見、対処 等）の対策のための組織「いじめ対策委員会」を以下の職員等で構成する。

校長、教頭、生徒指導主事（いじめ防止兼務）、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、相談員、スクールカウンセラー、学校評議員（必要に応じて）

V いじめ防止に向けた具体的な取組

1 いじめに対する措置のポイント

伊勢崎市立第三中学校「いじめ発生時における対応マニュアル」（別紙）に沿って、迅速かつ組織的な対応をする。

2 組織的指導体制による対応

	いじめの 防止	いじめの 早期発見	いじめへの 対処	検証
日常の 取組	○わかる授業づくり ○全ての生徒が参加・活躍できる授業の工夫 ○いじめについての道德・学活(4月下旬・9月上旬) ○あいさつ運動 ○生徒会を中心にした生徒主体のいじめ防止への取組 ・ 三中いじめ防止宣言 ・ いじめ防止フォーラム及び三中地区会議の参加 ・ パネルディスカッションおよび各自の内省 ・ あったか言葉キャンペーン ・ NHK100万人のいじめ行動への全員参加 ○人権学習・集会	○日常の観察(授業、休み時間) ○生活ノート ○二者面談	○いじめ対策委員会の組織的な活動	○生徒指導部会による生活アンケートによる取組評価の集約(各学期末)と検証、取組の見直し ○学校評価により、保護者のニーズをとらえる
生徒指導 部会	○非行防止教室 ○情報モラル教室 (平成27年度より情報部と共催)	○いじめアンケート(6月・11月) ○生活アンケート(毎月)	○生徒指導部会としての対応 ○関係機関との連携	
教育相談 部会	○グループ面談(4月) ○グループエンカウンター	○心のアンケート ○随時対応の相談体制(相談員・スクールカウンセラー)	○相談部会としての対応	

校内研修	○学力向上・授業改善に向けた研修 ○発達障害等を持つ生徒理解のための研修			
保護者 地域	○いじめ防止子ども会議への参加 ○職場体験学習 ○地域クリーン作戦 ○保護者会	○密な連絡関係		

VI 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条規定および伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会条例を踏まえた行政と学校との連携強化）

重大事態に対応する主なポイント

以下に示す重大事態と同種の事態発生防止に資するために、上記の組織を母体とし、市教育委員会と緊密に連携しながら、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行う。

1 重大事態と同種の事態の定義

- (1) いじめにより学校に在籍する生徒が以下のような、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態等に対する具体的な対応

- (1) 「いじめ問題調査委員会」への調査協力

学校と市教委で協議をした結果、重大事態であると判断したときは、速やかに伊勢崎市いじめ問題対策連絡協議会に、医療、法律、心理又は学校教育に関する専門的な知識及び経験を有する者並びに学識経験を有する者のうちから市教委が委嘱した委員による「いじめ問題調査委員会」が設置されるので、積極的に調査協力する。
- (2) 重大事態の報告と対応
 - 学校長は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。
 - 学校が調査を行う場合は、市教育委員会と連携し、必要な指導及び支援の下、その事案の調査を行う対象や方法等を協議する。
- (3) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ア いじめられた生徒が十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。ただし、いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。
 - イ 調査による事実関係の正確な確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ア 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - イ 生徒の自殺という事態が起こった場合は、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）を参考とする。
- (4) 調査結果の提供及び報告
 - 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に適時、適切な方法で説明をする。

- 情報の提供については、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならないようにする。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置があることを留意する。
- 学校が調査を行う場合には、市教育委員会と緊密に連携し、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導支援を受けて対応する。
- 必要に応じて、市長が委嘱した委員による「伊勢崎市いじめ問題再調査委員会」による再調査が行われるので、積極的に調査協力する。

VII ネット上のいじめへの対応

1 未然防止への取組

- (1) 情報モラル教育の徹底
 - 学級指導（道徳・学活）で、情報モラルについての学習を実施する。
 - 教科指導で、情報モラルの視点を持った学習活動を取り入れる。
 - 「おぜのかみさま」等のリーフレットを活用し、定期的に情報環境の点検を行う。
- (2) 講習会等の実施
 - 全校生徒・保護者対象の情報モラル講座、非行防止教室を実施する。

2 早期発見への取組

- (1) ネット上の不適切な書き込みへの対応。
 - 被害の拡大を防ぐために、直ちに削除依頼をする。
 - 市教育委員会をはじめ関係機関への報告。
- (2) 保護者・生徒への対応
 - 通常の教育相談で、ネット上の人権侵害に関する相談も受け付けることを周知する。

3 いじめに対する措置

- (1) 事実確認
 - 書き込みの実態の把握。
- (2) 指導方針の検討
 - いじめ対策委員会にて協議。
- (3) インターネット上の対応
 - 書き込みが特定できた場合には、加害者に削除させる。特定できない場合は、被害者本人または、学校、必要に応じて教育委員会が削除を依頼する。
- (4) 生徒への対応
 - 被害生徒への対応・・・心のケア、不安への理解。（職員、S Cや相談員、外部機関）保護者への連絡。
 - 加害生徒への対応・・・事実確認の上、書き込みの削除をさせる。保護者への連絡。必要に応じて外部機関（児相、警察 等）と連携する。

VIII いじめ防止対策に関する点検及び見直し

- いじめ防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善を行う。

- ・平成26年2月3日策定
- ・平成26年5月14日改訂
- ・平成27年4月22日一部改訂
- ・平成28年5月2日一部改訂
- ・平成29年4月3日一部改訂
- ・平成30年4月2日一部改訂（群馬県いじめ防止基本方針の改定による）